（略）	（略）	（略）	（略）

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰又は微粉炭に草木、下水道の終末処理場から生じる汚泥若しくはその双方を混合したものを燃焼させて生じた燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一　く溶性加里　一〇・〇 可溶性けい酸　二五・〇 く溶性苦土　三・〇 二　く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については　一・〇 く溶性ほう素については　〇・〇五	下水道の終末処理場から生じる汚泥を含むものの燃焼灰（以下「汚泥混焼灰」という。）を原料とする肥料にあつては、 ひ素　〇・〇〇五 カドミウム　〇・〇〇〇五 水銀　〇・〇〇〇二 ニッケル　〇・〇三 クロム　〇・〇五 鉛　〇・〇一	一　未反応の加里は、三・〇%以下であること。 二　汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三　登録の有効期間は、汚泥混焼灰を原料とする肥料にあつては三年、汚泥混焼灰を原料としない肥料にあつては六年である。

（略）	（略）	（略）	（略）
溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については　一・〇 く溶性ほう素については　〇・〇五			

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）